

令和7年度 給与支払報告書の作成と提出の手引き

1. 給与支払報告書（総括表・個人明細）を提出していただく方

令和6年中に従業員（パートタイム・アルバイト含む。）に給与等（給料・賃金・賞与等）支払した法人又は個人事業主です。

2. 個人明細書の作成対象者

令和6年中に給与等の支払を受けた方で以下の方が対象です。

- (1) 令和7年1月1日に給与等の支払を受けている方
- (2) 令和6年中に退職した方

3. 提出期限等

- (1) 提出期限

令和7年1月17日（金）

※法定の提出期限は令和7年1月31日（金）ですが、早期提出へのご協力をお願いいたします。

- (2) 提出先

本庁舎税務課、北部庁舎及び入広瀬会館窓口（税務課宛での郵送も可能です。）

- (3) 電子データによる提出について

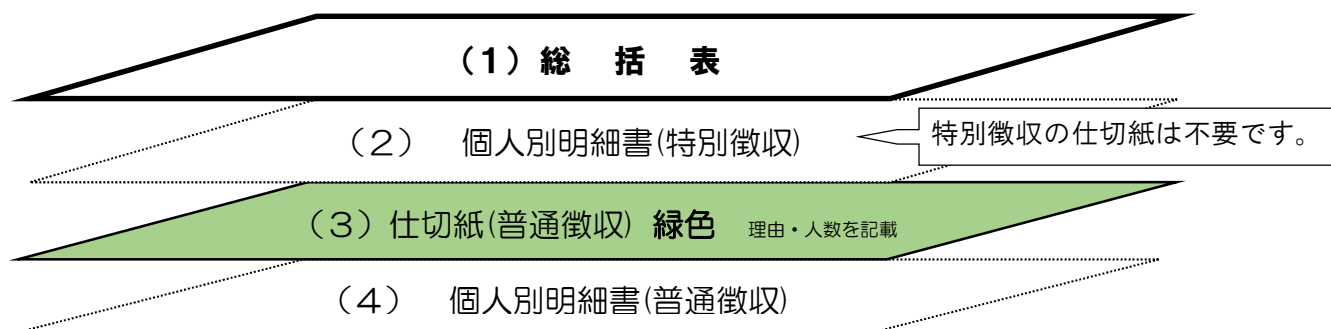
前々年（令和5年）における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が 100枚以上 である給与支払者は eLTAX または光ディスク等による提出が義務付けられています。

※eLTAX（エルタックス）とは・・・

インターネットを利用して地方税における手続きを電子的に行うシステムです。eLTAX を利用すると、郵送や市役所の窓口に出向くことなく、オフィスのパソコンからインターネットを通じて給与支払報告書を提出することができます。一括送信すれば、それぞれ該当の市町村および税務署へ自動で振り分けて提出するため、個別に郵送する等の手間が大幅に軽減できます。詳しくは eLTAX ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

4. 提出方法・記載方法

下図の順番で重ねて提出してください。クリップ等でまとめて提出してください。



- (1) 総括表

同封の総括表を使用してください。魚沼市ホームページからダウンロードすることもできます。

- (2) (4) 個人別明細書(特別徴収・普通徴収)

同封の記載例と国税庁作成の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご確認のうえ、作成してください。裏面もご覧ください。

(3) 仕切紙(普通徴収)

特別徴収ができない従業員の方がいる場合は、普通徴収の仕切紙(緑色)により、必ず特別徴収分の給与支払報告書と分類して提出してください。普通徴収の仕切紙が無く、理由別人数が確認できない場合は、全従業員が特別徴収の対象となります。

普通徴収となるのは、以下の理由に該当する場合です。

- ① 他の事業所等(給与支払者)において、特別徴収が行われている方
給与支払報告書(個人別明細)の乙欄に該当する方です。
- ② 給与の支払いが不定期な方
給与支払い日の間隔が1ヶ月を超える方、短期雇用で給与の支払いが毎月ではない方です。
- ③ 事業専従者※事業所等の希望により、特別徴収の方法による納入も可能です。
個人事業主が確定申告等で申告している事業専従者です。
- ④ 退職者(予定者含む)
令和6年中の給与の支払いはあるが、令和7年5月末日までに退職している又は退職予定の方です。

5. 注意事項

- ・用紙は必ず令和7年度用を使用してください。古い年度のものは使用しないでください。
- ・事業専従者にあたる方は、摘要欄に「青色(もしくは白色)専従者」と記載してください。
- ・提出した給与支払報告書に誤りがあった場合は、正しい内容で再度作成していただき、右上余白に**朱書きで「訂正分」と記載**のうえ、再提出してください。
- ・給与支払報告書(個人別明細書)については、記載例と国税庁作成の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参考に正確な記載をお願いします。また、記載漏れ等がないようご注意ください。

【記載不備の事例】

- ・システム等印刷で作成した場合の「印字ズレ」
- ・氏名フリガナ、生年月日の記載誤り・漏れ(外国人の方で通称名(日本名)使用のある方は、両方記載してください。)
- ・16歳未満(年少)扶養親族欄への記載漏れ
- ・住宅借入金等特別控除可能額、居住開始年月日の記載漏れ
- ・摘要欄への前職合算の記載漏れ

6. 令和7年度に適用される主な税制改正について

- 「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」に係る定額減税

令和6年中の合計所得金額が1,805万円以下で、市・県民税所得割が課税される納税義務者で控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる場合、令和7年度の市・県民税額から1万円の税額控除が行われます。

年末調整をした給与等の場合は、令和7年度給与支払報告書及び令和6年分給与所得の源泉徴収票の「適用」欄に控除対象配偶者以外の**同一生計配偶者の有無および定額減税に関する事項を記載する必要があります。**記載内容および記載方法は国税庁作成の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご確認ください。

◆お問い合わせ先(送付先)◆

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島 910 番地

魚沼市役所 市民福祉部 税務課 市民税係

電話：025-792-9751 / FAX：025-792-5600